News Letter

第5号

株式会社技術トランスファーサービス
秋山国際特許商標事務所

［2019年4月1日発行］

迫りくる変革の波と当事業体の体制について

昨年、当事業体における、登録調査機関・特定登録調査機関の各登録区分が夫々２３区分になりました。全３９区分まではあと１６区分の追加が必要ですが、２０２５年に全３９区分を登録するという目標のもと、順調に予定どおり進んでいます。この区分追加により、特定登録調査機関（顧客は特許庁ではなく、民間企業）の営業範囲が拡大し、お客様のご要望に対応することが格段に増加します。このように、特定登録調査機関業務は民間部門において、より多くの民間企業への事業展開を企図しています。

本年は、従前の成長戦略を改めて確認（売上、利益、規模の成長）し、IoT、AI、RPA など環境が大きく変化するなかで、各部署の充実化を図り、より大きく邁進していく予定です。

これからも当事業体は、さらなる発展的継続を行い、業務範囲の拡大と、顧客の皆様に対して、それによって生まれる新たな可能性に向けて、夢のある事業体の構築を行っていきたいと思っております。

また、僅か数年の間に、世の中の技術的な基礎部分に大きな変化が押し寄せはじめます。この変化に対応できるように、当事業体は、自らが変化しなければなりません。そのためには、全力を挙げて「未来サポート部」（FSS：Future & Support Section）の充実化を迅速に行い、目の前に迫っている産業・社会構造の大変革に対応しなくてはなりません。

近い将来、学卒の選ぶ職業の６５％以上が今まで聞いたことの無い職業（即ち既存の職業ではない）に就く（例えばデータサイエンティスト、ユーチューバー、インフルエンサー、手前味噌ですが IP データサイエンティスト、IP ソリューショニスト等）と云われています。

直ぐそこに迫って来ている環境変化に、うろたえることの無いように、自ら研鑽・努力し、顧客ニーズに応えることが重要です。そして、これらをサポートするために未来サポート部を創設しました。

未来サポート部は、内部改革の一つとして、昨年３月に創設しました。従来から提案していたシステム部やソフト開発部に代わる部の名称として、新たな視点で、未来に向け、当事業体が活動する領域に関し、様々な活動を視野にいれた組織を、より充実したものにする組織です。

具体的な対応は、先ずは、業務効率化や品質向上のソフト開発による支援を始めとして、ブロックチェーン技術の活用の可能性（当事業体に賛同する他組織との連携可能性を含む）、AR（拡張現実：Augmented Reality）を用いた教育・研修及び業務への展開可能性なども視野にいれ、取り組みを加速していくことを目標にしています。

当事業体の活動にご期待ください。

弁理士　秋山　敦

中国現地特許調査会社の立ち上げ支援

弊社では、中国の現地特許調査会社の立ち上げプロジェクト支援を行っています。

特許訴訟といえば「米国」とのイメージが強いですが、2016 年の特許関係（中国では専利権）の訴訟受理件数は、米国が約 5,000 件であるのに対し、中国は 12,000 件超と、既に米国を凌駕した世界一の特許訴訟大国となっています。しかも、米国の件数は落ち着きを見せているのに対して、国家の方針とも相まって中国での訴訟件数は今後も増加傾向が続くことが見込まれています。（右下表参照）

このようなことを背景に、中国国内においても特許調査の有用性、重要性が認知され始め、ニーズが高まりつつあります。今のところ、訴訟に伴う防衛手段としての無効調査が主体のようですが、知財制度を正しく利用しようとしている企業は、侵害予防調査についても関心が高まってきています。

一方で、既存の現地特許調査サービスを利用したユーザの中には、調査の質に対する不満が高まっているとのことです。また、調査に対しても、コスト一辺倒から、質が高いものにはコストをかけてよい、との考え方も出てきてもいるようです。

このような状況のもと、弊社代表が 20 年来の付き合いのある現地の特許事務所が、特許調査サービスを始めることを計画し、弊社と協力して現地の特許調査会社を立ち上げるためのプロジェクトがスタートしています。

弊社は、昭和 56 年（1981 年）設立以来の 38 年の調査業務を通じた実務面のノウハウを蓄積しており、登録調査機関部門、特定登録調査機部門など、他の調査会社にはない、世界でも稀有な形態での業務を行っております。また、中国・台湾出身の社員も在籍しており、海外からの依頼も多数受任するなど、このプロジェクトの実現には、多くの面で協力ができるものと考えています。

ノウハウの提供、人材の交流などを通じて、質の高い調査が現地にも普及することで、公平で万人に有用な知的財産権制度の運用をサポートすることにつながるとの思いで、このプロジェクトに参加しています。

図表 Ⅰ-2-1:中国 知的財産民事訴訟(第１審) 受理件数の推移[4]

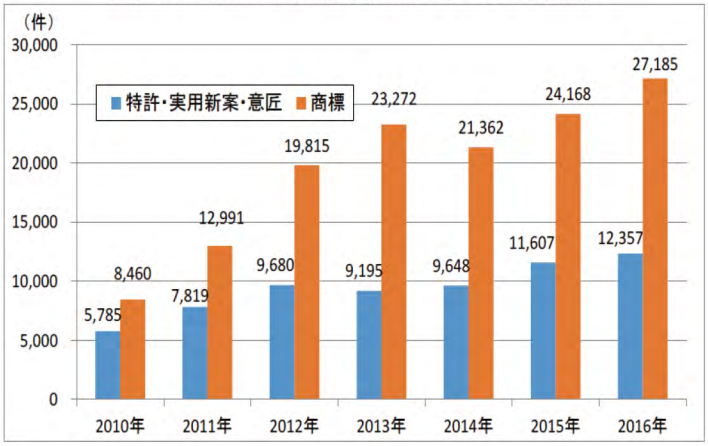

図表 Ⅰ-2-13:米国 知的財産民事訴訟(第1審) 受理件数の推移[22]

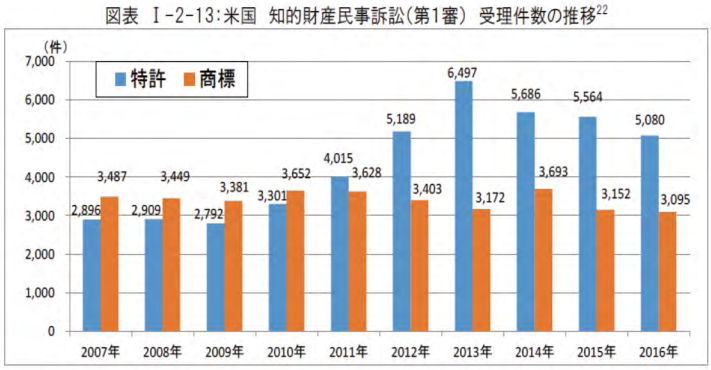

出典：特許庁 HP「知的財産国際権利化戦略推進事業報告（海外における知財訴訟の実態調査）」より一部抜粋
https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/document/kokusai_kenrika/h29_02.pdf

APAA（アジア弁理士協会）年次総会2018へ参加しました

2018 年 11 月 18 日～ 21 日にインド（ニューデリー）にて開催された APAA（アジア弁理士協会）の年次総会に、弊所より、福士弁理士、石川弁理士の 2 名が参加しました。

APAA は“Asian Patent Attorneys Association”の略称で、日本、韓国及び台湾の有志弁理士によって 1969 年に設立された、アジアにおける知的所有権に関する代理人の国際団体です。現在、アジア 24 カ国（オセアニア 2 カ国を含む）、約 2400 名の会員数を誇ります。

そして、毎年 11 月頃に APAA の年次総会が開催されており、実務レベルの協議や各国弁理士（弁護士）同士で個別ミーティングが行われるほか、主に商標権・著作権に関する模倣品対策の現情報告、ワークショップ等が開催されます。

今回は、総勢 1300 人程度の参加者がアジア各国から集い、弊所では、常日頃からビジネスパートナーとして連絡を取り合っている 10 カ国・12 事務所の海外代理人と、近況報告や具体的案件に関する個別ミーティングを行いました。なお、今年の開催地はニューデリーということもあってインド部会からの参加メンバーが約 20% を占めており、インド代理人からの押しの強い営業には圧倒されました。

今回の APAA 年次総会では、特許権・意匠権に関する現状報告やワークショップも開催されており、アセアン諸国や西アジア諸国においても特許権･意匠権の保護、活用に向けた動きが徐々に進んできていることを実感しました。

弊所では、今後もこれらアジアの弁理士・弁護士らと深い信頼関係を築くとともに、彼らから得られた最新情報について発信していきます。

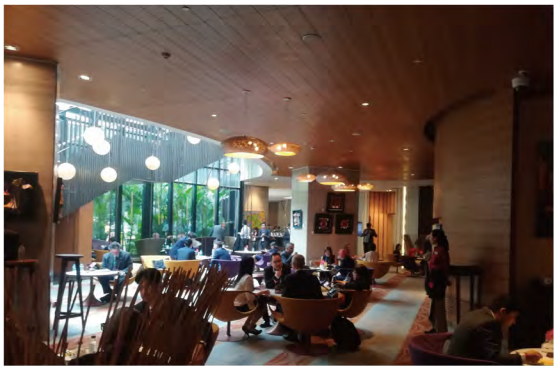

特許調査に関するお問い合わせは、株式会社技術トランスファーサービス 03-5574-7051 まで、
出願等に関するお問い合わせは、秋山国際特許商標事務所 03-5574-7055 までお願い致します。

登録調査機関 先行技術調査の区分

特許庁は、先行技術調査を外注するにあたり、対象の技術分野を専門性に応じて３９（区分１～区分３９）に細分化しています。

登録調査機関は、技術分野（区分）への登録申請を行い、申請が認定されると、その区分の先行技術調査を受注することが可能になります。

弊社では、２０１８年１０月に新たに１０区分で登録され、現在、２３区分にて登録をしております。２０１９年度はそのうち１０区分で先行技術調査業務を受注予定です。

今後も技術区分については、拡大していく計画です。

２０１９年度　当社受注区分

区分	区分の名称	技術の分野
区分3	分析診断	機械分析、化学分析、診断機器、画像診断等
区分7	自然資源	農機、栽培、木材、土木施工、土木構造物等
区分8	アミューズメント	パチンコ・スロットマシン、ゲーム、運動・遊具、事務用品等
区分15	搬送	運搬・実装、扛重、コネクタ、スイッチ等
区分17	生活機器	生活家電、照明回路、照明機器、生活用品、チェック装置等
区分18	熱機器	給湯、管一般、調理、加熱、空調、冷凍等
区分19	医療機器	医薬注入、物理療法、手術、補綴等
区分24	生命工学・医療	化合物含有医薬、蛋白・抗原抗体含有医薬、製剤・医療材料、化粧料、バイオテクノロジー、微生物・酵素、食品等
区分25	有機化学	有機化合物の製法、農薬・染料、石油化学、応用有機材料、インク、接着剤、固体廃棄物、乳化・分散・マイクロカプセル等
区分31	電子商取引	電子商取引、業務システム、金融・決済、検索装置、言語処理等

登録調査機関部門　検索者のこぼれ話（区分３：分析診断分野）

今回は、区分３「分析診断」の検索指導者が、医学診断技術の進展について紹介します。

皆さんは内視鏡がいつ頃考えられたかご存知ですか？意外にもその起源は古く、ローマ遺跡にその原型が発見されているそうです。時を経た今、内視鏡は早期癌なら治療も可能な診断治療機器へと発展しました。そんな内視鏡にも、最近まで苦手な観察対象がありました。「暗黒の大陸」と呼ばれた小腸です。その未知の世界の観察を可能としたのが、カプセル内視鏡です。薬のカプセルのような形をしたもので、内部にカメラと照明が内蔵され、飲み込むと、無線で画像を送信しながら体の中を進み最後は排出されます。今まで進まなかった小腸の病気の解明に光が差した瞬間でもありました。

このような医学の進歩とともに健康志向が高まり、身近にヘルスケア製品が増えています。脈拍・体動を常時測定し健康管理をしてくれるスマートウォッチ、更にはスマートフォンに接続可能な超音波プローブ。ひと昔前までは病院でしかお目にかかれなかった医療機器が随分身近なものになり、気軽にセルフチェックができる時代になりました。ただ、これらはあくまでも数字や画像を表示してくれる計測器、診断技術が伴わないと病気の早期発見まではできません。

それではその診断技術の発展はどうでしょう。最近、自動診断技術のニュースが話題になりました。人工知能が膨大な癌に関する論文を学習し、専門医でも難しいとされた病気の診断、治療法の指南までしたそうです。

実現は難しいのでは、という見方も強かった人工知能による診断に現実味を感じたニュースでした。お医者さんの診断をＡＩが強力に後押しする時代も間近です。

そして、癌の早期診断技術も急速に進んでいます。官学共同チームが「夢のがん診断」として発表したのは、血液一滴から、胃がんや乳がんを始め数十種類の癌を見分ける技術です。がん細胞により放出されるマイクロＲＮＡを解析することで、胃がんや乳癌を見分けることができるそうです。人間ドックも大きく様変わりするかもしれません。

診断技術は、「もっと早期に、もっと正確に、そして低侵襲・気軽に」という永遠のテーマを追求し発展し続けています。そして、先行技術文献の検索をしていると、その発展の瞬間を肌で感じることがあります。世の中のより多くの方の健康に少しでもお役にたてることを願い、業務に精進する毎日です。

IPデータ集No.10のご紹介

「IPデータ集No.10」を2018年11月15日に発行しました。第1部は、既存の様々な統計資料から知財分野に関わる方々に役立ちそうなデータを集めたものとなっております。掲載する対象データと掲載方法については継続的に比較できるように、データが存在する限り基本的に同一項目にて掲載しております。

また、第2部は、毎号編集委員でテーマを決めて、知財関係のデータを取得し、それを分析して考察を加えております。今回のNo.10では、第1章でNo.9にて分析を行ったIntellectual Venturesの保有する米国特許について、特許の譲渡や特許訴訟への利用に関する分析を行いました。また、第2章では、製薬業界の国内売上高10社を解析の対象とし、各社の特許戦略について、知財データを用いて、様々な観点からの分析を行いました。

第1章　Intellectual Ventures保有の米国特許の分析（概要）

Intellectual Ventures は、数年の間に、保有する米国特許資産の見直しを行い、特許を資産管理する団体にとって利用価値があると思われる特許を売却して収益を高めていることが推測される。一方、新たに台頭してきた NPE は、従来の NPE から特許資産を受け継いで米国特許訴訟に利用している。現在、NPE は単独で企業から買収した特許を利用して米国特許訴訟を起こしているのではなく、複数の NPE が互いに協力して、米国特許訴訟を行い、資産を増やす状況に移行している構図が見えてくる。

第2章　製薬業界における特許戦略分析（概要）

製薬業界における国内売上高上位 10 社を解析の対象とし、各社の特許戦略について、特許出願件数の推移、業績との関係、ジェネリック医薬品への対応、および国内外のメーカーの差異等に触れつつ考察を行った。

特許出願件数の全体的な減少傾向を把握し、その理由について考察した。またバイオ医薬品や、各社の治療薬の種類についても比較分析を行った。ジェネリック医薬品や延長登録出願制度についても、武田薬品工業の例を用いて解説を加え、オーソライズド・ジェネリック（AG）にも言及した。

また特許の定量的な評価方法としての「パテントスコア」に基づいて各社の分析を行い、さらにテキストマイニングによる頻出語のマッピングも行うなど、取得したデータを様々な分析方法で視覚化した。

国内売上高上位10社の特許出願件数推移
化合物または医薬製剤の特殊な治療活性（A61K）における出願件数推移

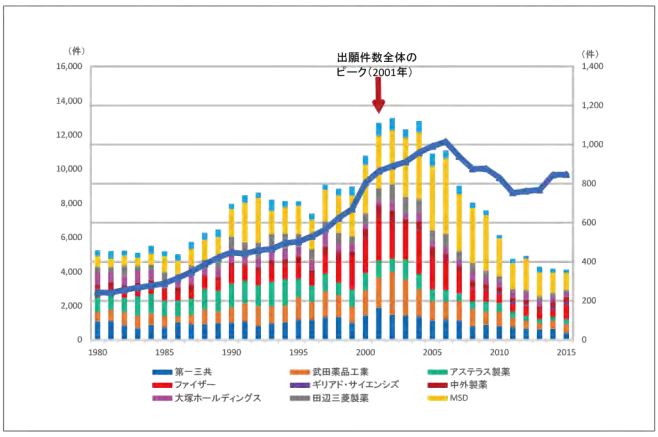

A61P の細分類における各社の出願件数

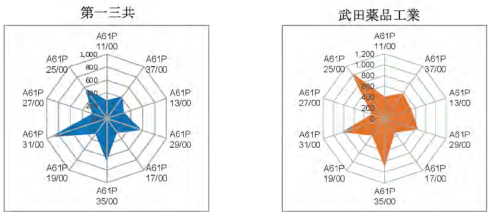

出願人ごとのパテントスコア

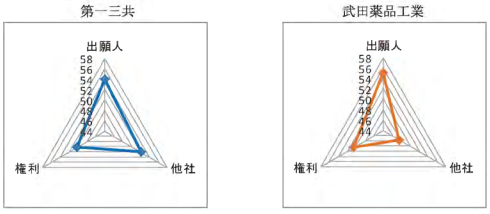

＜第2部　第2章　製薬業界における特許戦略分析　より＞

＜お知らせ＞ご希望の方に上記「IP データ集」（￥6,000 税別）を郵送しております（先着 100 名様は無料）。
株式会社技術トランスファーサービスホームページの「お問い合わせ」に IP データ集を希望の旨記載頂き、会社名、部署名、お名前、住所をお送り下されば、郵送致します（部数の関係で 1 名様 1 部とさせていただきます）。

特定登録調査機関と利用の有用性

この制度は、２０１５年４月に改正され、出願から出願審査請求前（出願から３年間）に利用できる使い易い制度になっています。特定登録調査機関制度は、端的にいうと「登録調査機関」の調査能力を民間に開放したものです。

特定登録調査機関は登録調査機関でなければ、登録できません。これによって、「登録調査機関」で行われている質の高い調査を民間にも開放する、ということが担保されます。

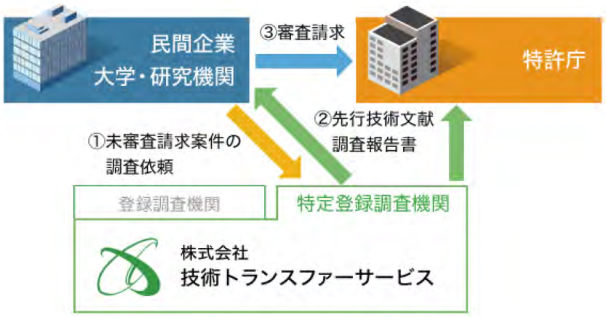

特定登録調査機関では、お客様の依頼により、登録区分の審査請求前の出願について先行技術調査を行います。
※作成した調査報告はお客様に交付されると同時に、特許庁にも提出されます。
※審査請求の手数料を軽減するためには、審査請求時に調査報告番号を記載する必要があります。

（審査請求料の減免）　※2019 年 4 月 1 日以降の出願の料金
通常の特許出願に係る出願審査請求料：
138,000 円＋請求項数 ×4,000 円
特定登録調査機関が交付した調査報告書を提示した特許出願に係る出願審査請求料：
110,000 円＋請求項数 ×3,200 円
※2019 年 3 月 31 日までに出願したものは旧料金が適用されます。

出願公開前の早期権利化により、競合他社の参入を防いだ事例

（１）特許出願～特定登録調査機関の利用、スーパー早期審査

Ａ社は、重要な新製品Ｘの発売を控え、特許事務所に出願の相談をした。弁理士による前向きな出願前調査の結果に基づき、弁理士に出願書類の作成を依頼し、新製品Ｘの発売前に特許出願を完了した。

特許出願を行ってすぐに、特定登録調査機関を利用して、１月後に調査報告書を受領した。調査報告書の内容を弁理士と検討し、特許請求の範囲を補正して、特許庁に対してスーパー早期審査を行った。

（２）特許査定～改良発明の出願による参入障壁の構築

スーパー審査請求から１月後に、審査官から特許査定の通知が届いた。そして、出願から１年６月が経過するよりも前に、特許掲載公報が発行された。

競合他社であるＢ社は、特許掲載公報により、Ａ社の特許出願の存在を知ったため、情報提供を行う機会を得られなかった。

そこで、Ｂ社は、マイナーな雑誌記事を副引例として、特許異議申立を行った。しかし、若干強引な論理付けにより進歩性違反を主張するしかなかったため、一旦権利化された特許権を無効にするには至らず、Ａ社の特許権は維持された。

Ａ社は、特許掲載公報が発行される前に、最初の出願を優先権主張の基礎として、複数の改良発明を出願した。改良発明の権利化にも成功し、Ａ社は、製品Ｘや改良製品を包括的に保護する参入障壁の構築に成功した。

一旦権利化された特許権を無効にする方法としては、特許異議申立や、無効審判がありますが、特許権が無効となる割合は低いのが現状です。

特許出願と同時に特定登録調査機関制度を利用すれば、約１～２月程度で審査官と同等の引用文献を得ることができます。その調査報告書、引用文献を参照して、必要であれば、特許請求の範囲を補正した上で、特定登録調査機関の調査報告書を添付し、特許庁に対して（スーパー）早期審査請求を行えば、一発で特許査定となる可能性もあります。

特許取得において求められる秘密性とスピードは、特定登録機関を利用することで両方満たすことが出来ます。

企業にとってどうしても確実に権利を取得したい最重要な案については、特定登録機関を活用するのが有益ではないでしょうか。ぜひご活用ください。

特定登録調査に関するお問い合わせは、株式会社技術トランスファーサービス 03-5574-7051 まで、お願い致します。

社員紹介

今回より、当社の社員紹介コーナーを始めます。ほんの少しずつではありますが、ご覧いただけたらと思います。

■名前とその由来

名前：辻　妃（ツジ　キサキ）

似ても似つかないのになぜ妃かって？実は、今の天皇陛下のご成婚の年に生まれたからなんです。ミッチブームも肖ってか友達には美智子という名前が多かったのを記憶しております。どうぞ年齢はお察しください。

■担当業務

経理です。経理は定型の仕事が多いことも特徴です。

・日次（毎日）：「現金出納管理」「経費の精算」「伝票記帳・整理」「売上管理（売掛金の管理，請求書の発行）」

・月次（毎月）：「取引先の入金確認」「予算管理」「所得税や住民税の納付」「給与計算」「税理士との打合」「月末支払」

・年次（毎年）：「労働保険の計算」「標準報酬計算」「賞与計算」「年末調整」「法定調書の作成・提出」

・その他：「雇用関係（入社時，退職時）」「育児・介護休業書類作成，提出」 ･･････etc

まだまだ沢山ありますが、経理の仕事の基本は記録して管理すること。毎日・毎月の業務の積み重ねが必要ですね。

■色々なあれこれ

勤続は２７年目に入りました。最初の勤務地が西新橋、次が虎ノ門２カ所、そして現在の赤坂です。先日感傷に浸りながら虎ノ門から新橋まで“妃さんぽ（きーさんぽ）”とやらを試みてみました。虎ノ門は新虎通りそして虎ノ門ヒルズと全く景色が変わってしまいました。それに比べ西新橋はちょっと路地に入ると懐かしいお店や古びた佇まい昔と変わらぬ場所が多々ありました。また知っている方も沢山おり、つくづく歴史ってロマンがあるな～と感じた瞬間（ひととき）でした。今後も自身の携わる業務だけに関与するのではなく、周囲の人とのコミュニケーションをとり、自分の考えだけに捉われることなく、物事を客観的に俯瞰で見ることができれば、何か生じたときに冷静に対処できるのでは・・・・と考えております。

■プロフィール

名前：飛田　保彦（トビタ　ヤスヒコ）

出身：東京（4 歳位 - 福岡在住、大学入学で再び東京へ）

入社：1992 年 11 月（1986-1990 年の間、当社にアルバイトで来ていました）

■担当業務

民間向け（メーカー中心の企業、特許事務所、法律事務所など）の特許調査業務を担当。お客様からの見積依頼（必要に応じて打合せ実施）に対して、見積を作成（この段階で検索式まで作ることも多いです）、お客様から承認を得られたら、調査を実行し、結果を報告書にまとめて報告します。調査セクションの責任者なので、自分の担当案件の処理以外に、仕事を割り振ったり、品質確保のためのサポート、納期管理などのメンバー支援も行っています。

機械系、電気系、材料系、ソフト系、通信系、医療系など、幅広く分野を行っています。既に登録になっている出願を無効にするための調査や、新製品や新サービスが他社の権利に触れていないかチェックをする侵害予防調査など、お客様のご要望を満たすべく、日々精進です。

■業務時に心がけていること

お客様との間には、継続的に仕事をもらうような契約は特にありませんので、依頼を受ける 1 件 1 件が真剣勝負です。失敗したら、お客様からの次の仕事が来なくなる、という恐怖との闘いです。多数の仕事があると、どうしても「たくさんあるうちの一つ」と考えてしまいがちですが、お客様にとっては重要な 1 件なので、常にそのことを忘れないように心がけています。

■入社時から変わったこと

身長：もともと 173 cmあったはずが、ここ数年は 172 とか 171 とか、確実に縮んでいます。

体重：入社時は 76kg（ピーク時は 80kg くらい）ほどありましたが、7-8 年くらい前から 67-68kg を維持しています。BMI などからは 65kg 前後が適切とのことですが、そこまで下げると調子が良くない気がします。

体力：体力維持のため、通勤や移動時には基本的に階段を使うようにしています。地下鉄ホームから地上に出るまで階段を使っても、息切れしなくなりました。仕事でメンバーと一緒の時も階段を使ってしまうことがあるので、迷惑と思っている人がいるかもしれません。この場を借りてお詫びいたします。

前島一夫弁理士が入所しました

昨年より、当事務所は、新たなメンバーとして前島一夫弁理士（２００７年度弁理士試験合格）を迎えましたのでお知らせいたします。

前島弁理士は、東京工業大学大学院修了後、建設コンサルタント会社の研究所にて研究開発職を経験し、その間に一級建築士の資格も取得しました。弁理士資格を取得した後は、都内二箇所の特許事務所にて勤務し、約１０年半の経験を積み、建築・建設、機械、医療機器、ソフト関係、ロボットの分野等で豊富な経験をされています。

前島弁理士の入所により、当事務所におきましても、同氏の経験を活かした、より充実した知的財産サービスを提供して参ります。今後とも、ご指導ご鞭撻を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

■前島弁理士よりご挨拶

この度私は秋山国際特許商標事務所におきまして、知的財産関係の業務に携わることとなりました。

皆様から信頼される弁理士として誠心誠意取り組んでいくとともに、建築関係をはじめとした自身の経験を活かしつつ、知的財産権サービスの向上に尽力する所存でおります。

さて、秋山国際特許商標事務所に入所して約半年になりますが、最も感心したことの一つとして、特許事務所としてはかなり高いレベルの情報セキュリティシステムが構築されていることが挙げられます。

特許事務所では発明の内容等の極秘情報を扱われることから、情報漏えい等の対策がしっかりと構築されている必要があります。しかしながら、情報セキュリティについて業界として統一した基準があるわけではなく、その内容は事務所毎に委ねられているのが現状です。株式会社技術トランスファーサービスでは、ＩＳＯ２７００１情報セキュリティマネジメントシステム（ＩＳＭＳ）を取得しているのですが、ほぼ同様のシステムが秋山国際特許商標事務所でも運用されています。ＰＣ等を利用する際のネットワークシステムだけでなく、建物や事務所に入るときにセキュリティカードや書類を受け渡すための媒体の一つ一つまで管理されています。また、半年に一度、セキュリティシステムに関するテストも実施され、所員全員が理解しているかどうか確認されます。仕事の持ち帰りができないなど不便なところもありますが、高いレベルでセキュリティが構築されていることから安心して弁理士としてのサービスを提供することができます。

また、たいへんに私事ではありますが、入所当初は慌ただしく、なかなか行けなかったジムに、新年から再び通い始めました。ランニングマシンですが一回につき約５ｋｍを３０分かけて走っております。おかげさまで、ベルトの穴がひとつ戻りました。きっと半年後にはもう少しスマートになったことをご報告できるはずです。

編集後記

ニュースレター第５号いかがでしたでしょうか。

今回、より多くの情報をこちらでお伝えできるように、ボリュームを増やしてお届けいたしました。また、前号の編集後記でも少しお伝えしていました通り、社員紹介も今号よりお届けを始めました。社外誌としては様々な部署の情報を、社内誌としては通常業務ではあまり接する機会のない社員の意外な一面を知るきっかけになるのではないでしょうか。知財に関する情報はもとより、当事業体をより身近に感じていただける一助となれば幸いです。

編集委員一同